

地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は 目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。	1 契約の概要 本業務は、全国の移住等の検討者を対象に、本県への移住等について前向きに検討するための学びの場となるよう、移住等の実践者や県及び移住相談窓口の担当者等を交えたセミナーを実施するものである。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 本業務においては、移住等の候補地としての本県の魅力を情報発信するとともに、移住等の検討者の意識・ニーズに配慮して、効果的・専門的な情報提供を行う必要がある。 このため、より効果的かつ効率的な事業実施には、単なる価格競争ではなく、本県の魅力・アピールすべきポイントなどに配慮した企画力・コーディネート力・情報発信力が求められ、これらの分野に精通し、専門的知識・経験を有する者による具体的な提案に基づき、適確性を総合的に判断して事業を遂行する必要がある。 以上のことから、「一般公募型プロポーザル」により広く企画提案を募集し、優秀な提案を行った者を委託事業者として選定する随意契約を行うのが適當である。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明 「株式会社第一プロGRESS・リトルクリエイティブセンター共同企業体」は、令和8年5月18日に開催した「移住定住セミナー開催業務委託」プロポーザル評価会議において、本事業の契約交渉の相手方として選定された者である。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。